

家畜の病歴・投薬歴記載について

食品衛生法等の一部を改正する法律(平成15年法律第55号)が施行され、と畜場法施行規則第15条(検査申請書の記載事項)に

①獣畜の病歴に関する情報

②動物用医薬品その他これに類するものの使用状況

が追加されました。

と畜場に搬入される牛については概ね直近3ヶ月、豚などについては概ね直近2ヶ月の病歴および動物用医薬品等の使用状況を、と畜検査申請書に記載することとされています。

① 病歴については臨床獣医師から提出された診断書の写し等

② 動物用医薬品等の使用状況については、

「医薬品名称」「最終投薬日」「休薬終了日」

を明記の上、提出してください。

